資料１

丸亀市第4次障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画

骨子（案）

令和8年8月時点

丸亀市

目次

第１章　計画の策定に当たって 1
　1　計画策定の背景と趣旨 1
　2　法令等改正の動き 2
　3　計画の位置づけ 4
　4　計画の期間 4

第２章　障がい者等を取り巻く状況 5
　1　総人口の状況 5
　2　障がい者等の状況 6
　3　アンケート調査結果 12
　4　第３次障がい者基本計画の評価 31
　5　課題のまとめ 34

第３章　基本的な考え方 36
　1　基本理念 36
　2　障がい福祉施策を進めていく上での視点 37
　3　施策体系 39

（今後更新）
第4章　施策の展開

第5章　第8期障がい福祉計画 （※サービス見込み量など）

第6章　第4期障がい児福祉計画 （※サービス見込み量など）

第7章　計画の推進体制

資料編

※「障がい」の表記については、様々な考え方があります。本計画においては、原則、平仮名表記とします。ただし、国の法律や制度等の固有名詞については、「障害」の漢字表記としています。

第1章　計画の策定に当たって

1　計画策定の背景と趣旨

国においては、平成26年の「障害者の権利に関する条約」の批准を契機として、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」など障がいのある人の権利擁護と地域生活を支える法制度の整備が進められてきました。また、雇用、教育、文化芸術、スポーツ、移動環境の整備、情報アクセシビリティの向上など、障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策の充実が図られています。

近年では、情報の取得や意思疎通に関する支援の推進、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化、手話に関する施策の推進、高次脳機能障がいのある人への支援体制の整備など、障がいの特性や多様なニーズに対応した取組が拡充されています。さらに、令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」では、障がいのある人を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として位置付け、差別の解消や地域生活の支援、情報アクセシビリティの向上などを総合的に推進することとしています。

また、福祉分野全体では、「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりが求められており、本人の意思を尊重した地域生活の支援や社会参加の促進、社会的障壁の解消が重要な課題となっています。

本市では、平成19年3月に「丸亀市障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定して以来、社会情勢や制度改正、市民ニーズの変化を踏まえながら計画の見直しを重ね、障がい者施策を総合的に推進してきました。現在は、「第3次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実や障がい児支援の推進に取り組んでいます。

このたび、現行計画が令和8年度をもって計画期間を終了することから、国の法制度や施策の動向、社会情勢の変化、これまでの取組の成果と課題、障がいのある人やその家族、支援者等のニーズを踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし、社会のあらゆる分野に参加できる地域共生社会の実現を目指して、「丸亀市第4次障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 法令等改正の動き

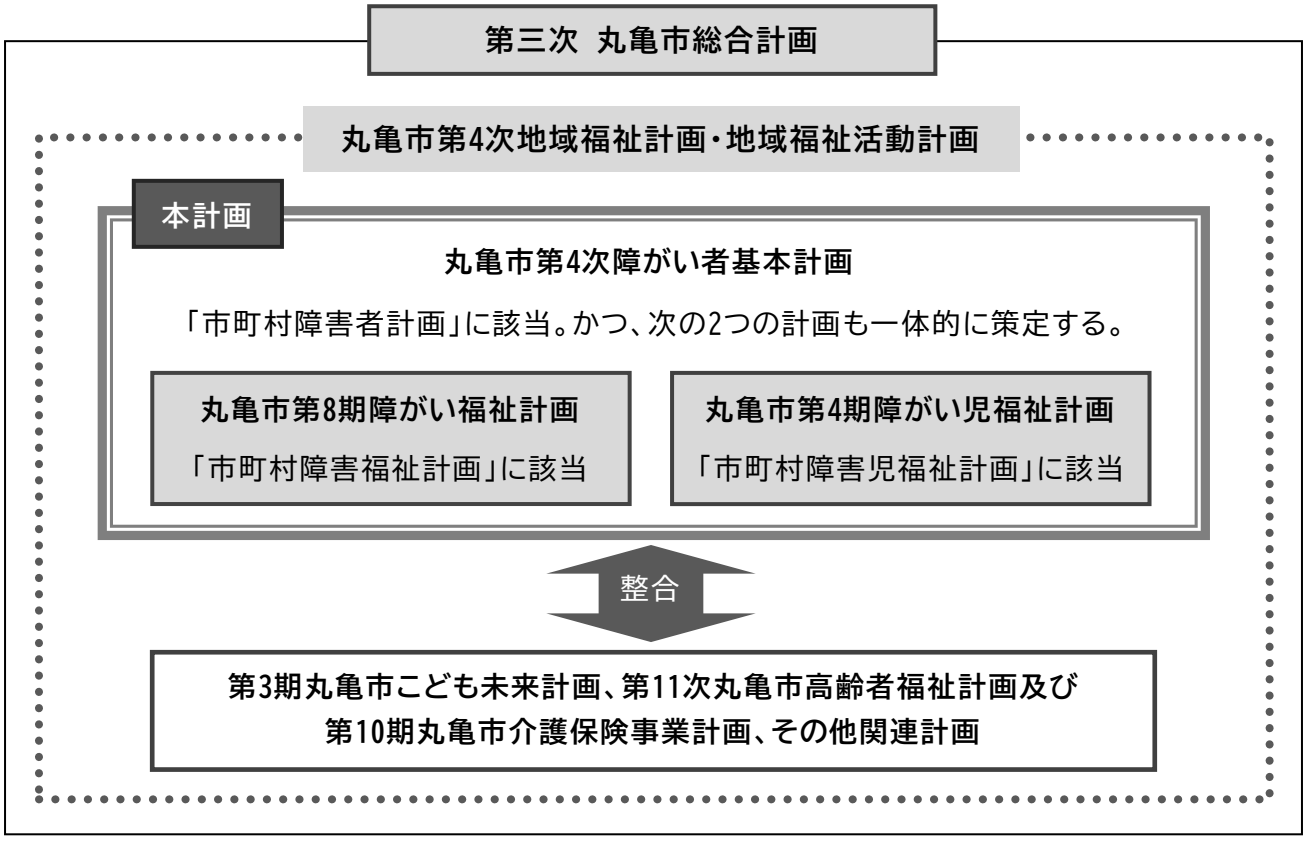
年	主な制度・法律	主な内容
平成18年	障害者自立支援法の施行	・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」(現在は「障害支援区分」)の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担)の導入
平成21年	障がい者制度改革推進本部の設置(閣議決定)	・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
平成24年	障害者虐待防止法の施行	・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
平成25年	障害者総合支援法の施行(障害者自立支援法の改正)	・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病等を追加)
平成26年	障害者権利条約の批准	・障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成27年	難病法の施行	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成28年	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
平成30年	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
令和元年	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

年	主な制度・法律	主な内容
令和3年	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児とその家族への支援を、国や地方公共団体の責務として明確化 ・保育所、学校等における医療的ケア児の受入れや支援体制の整備 ・都道府県による医療的ケア児支援センターの設置
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がいのある人が必要な情報を取得・利用し、円滑に意思疎通できる環境の整備 ・障がいの種類や程度に応じた情報取得・意思疎通手段の選択機会の確保 ・情報通信機器やサービスの開発・普及、意思疎通支援者の養成・確保 ・防災、防犯、緊急時における情報提供体制の整備
令和5年	障害者基本計画（第5次）の策定	・令和5年度から令和9年度までを計画期間とする国の障がい者施策の基本計画 ・障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある人の権利擁護や自己決定の尊重を推進 ・差別の解消、情報アクセシビリティ、地域生活、教育、雇用、文化芸術、スポーツ等の施策を総合的に推進 ・障がいのある女性、こども、高齢者等の複合的な困難への配慮を重視
令和7年	就労選択支援の創設・開始	・就労を希望する障がいのある人が、自らに合った働き方や就労先を選択できるよう支援 ・本人との協同により、就労に関する希望、能力、適性、必要な配慮等を整理し、アセスメント結果を本人、相談支援事業所、ハローワーク、就労支援機関等で共有 ・就労継続支援や一般就労など、本人に合った進路選択につなげる
	手話施策推進法の施行	・手話が独自の言語であり、ろう者にとって日常生活や社会生活を営む上で重要であることを明確化 ・手話を必要とする人が、手話を習得し、使用できる環境の整備 ・手話文化の保存、継承及び発展を推進
令和8年	高次脳機能障害者支援法の施行	・高次脳機能障がいの定義と高次脳機能障がい者への支援に関する基本理念を明確化 ・高次脳機能障がいの早期発見、診断、治療及び相談支援体制の整備 ・都道府県による支援拠点機関の整備や支援計画の策定 ・高次脳機能障がいに関する国民の理解促進と専門人材の確保・育成

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして、障がい者施策全般に関する基本的方向と、本市の障害福祉サービス等のあるべき姿と見込量、達成のための方策を定めるものです。

また、本計画は、「第三次丸亀市総合計画」及び「丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」(「みんなのふくし丸亀プラン」)を上位計画とします。策定に当たっては、国・県の計画を踏まえながら、「第3期丸亀市こども未来計画」、「第11次丸亀市高齢者福祉計画・第10期丸亀市介護保険事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮します。



4 計画の期間

本計画に含まれる3つの計画のうち、「第4次障がい者基本計画」については、計画期間を令和9年度から令和14年度までの6年間とします。第5章「第8期障がい福祉計画」と第6章「第4期障がい児福祉計画」については、国の指針に基づき、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や障がい者施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第3次障がい者基本計画						第4次障がい者基本計画					
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画			第9期障がい福祉計画 第5期障がい児福祉計画		

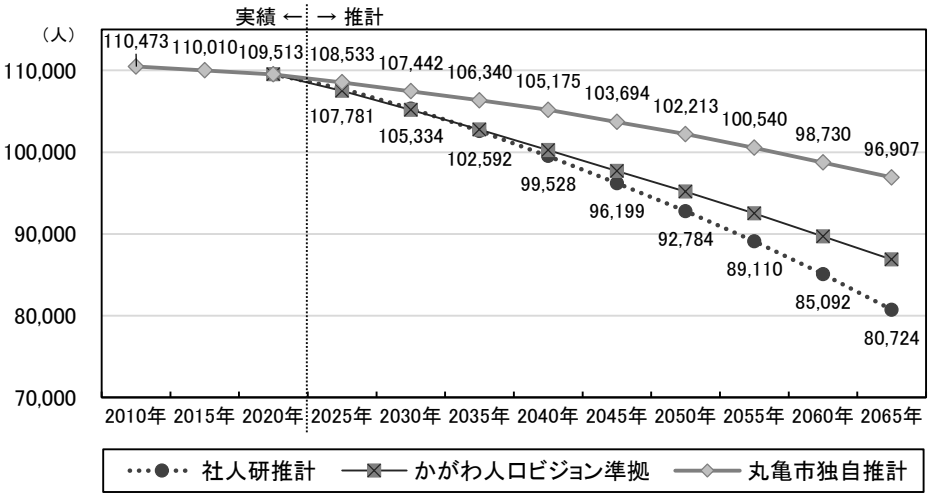
第2章　障がい者等を取り巻く状況

1　総人口の状況

(1)総人口の推移及び推計

本市における総人口の推移及び推計をみると、平成22(2010)年以降は減少が続いており、社人研(国立社会保障・人口問題研究所)推計によると、令和22(2040)年には10万人を割り、99,528人になると予測されています。令和7(2025)年に改定した「丸亀市人口ビジョン」における丸亀市独自推計では、令和22(2040)年時点で105,175人、令和47(2065)年時点で96,907人となっています。

■総人口の推移及び推計



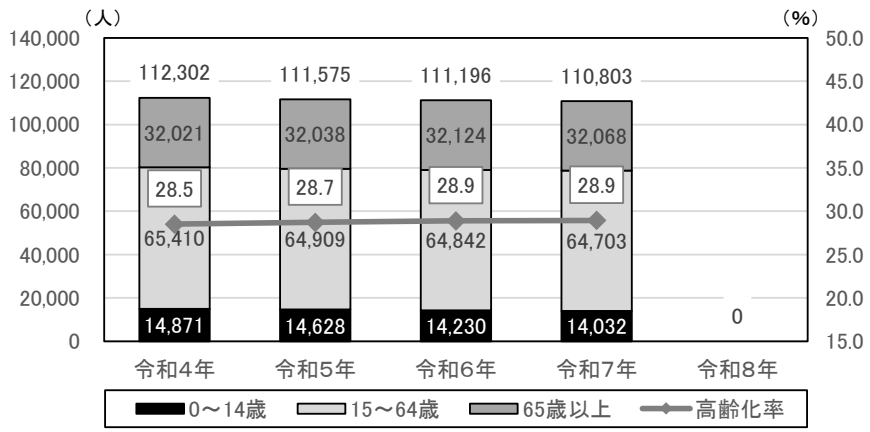
資料：丸亀市「丸亀市人口ビジョン」(令和7年改訂版)

(2)年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、「0～14歳」(年少人口)と「15～64歳」(生産年齢人口)は徐々に減少しています。「65歳以上」(老年人口)は令和6年まで増加したものの、令和7年以降は減少しています。また、「高齢化率」は上昇傾向にあります。

8月頃 R8分更新予定

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



資料：総務省「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

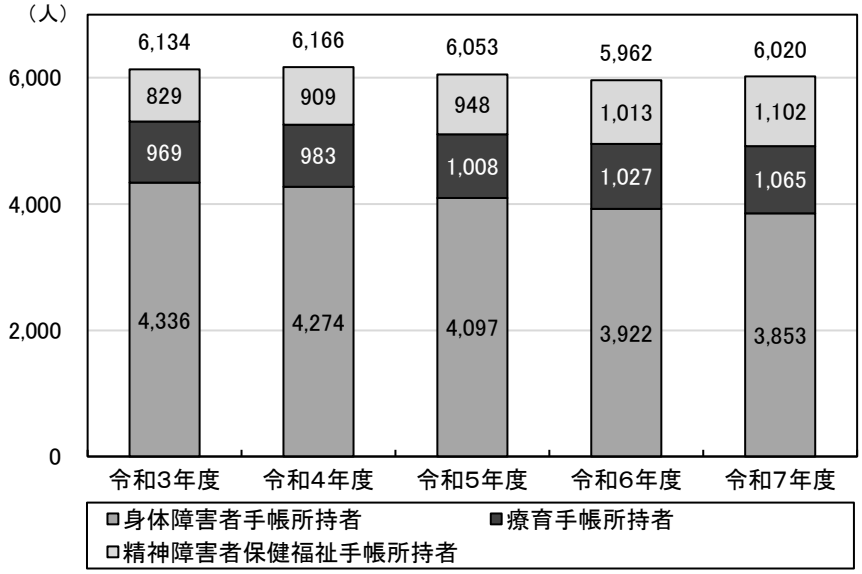
2 障がい者等の状況

(1)障害者手帳所持者について

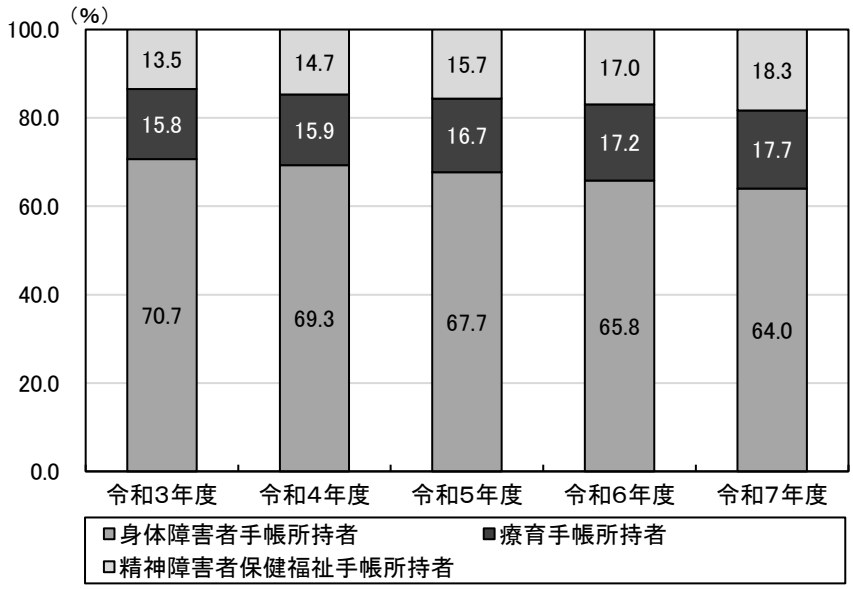
障害者手帳所持者数をみると、総数は増減しながらも6,000人前後で推移しています。手帳の種別では、「身体障害者手帳所持者」が減少する一方、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加しています。

手帳所持者数構成比の推移をみると、「身体障害者手帳所持者」の割合が低下し、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の割合が上昇しています。

■障がい種別手帳所持者数の推移



■障がい種別手帳所持者数構成比の推移



資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」（各年度3月末日現在）

※上記の人数には、重複して手帳を所持している方を含んでいます。

(2)身体障害者手帳所持者について

身体障害者手帳所持者について年齢3区分別にみると、いずれの区分においても減少しており、特に「65歳以上」の減少幅が大きくなっています。障がいの程度別では、「1級」及び「4級」所持者が多くなっています。障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く全体の半数程度を占めており、次いで「内部障がい」が多くなっています。

■年齢3区分別：身体障害者手帳所持者数の推移 （人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	66	65	65	64	62
18～64歳	1,089	1,068	1,038	1,020	1,020
65歳以上	3,181	3,141	2,994	2,838	2,771
合計	4,336	4,274	4,097	3,922	3,853

■障がいの程度別：身体障害者手帳所持者数の推移 （人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	1,376	1,356	1,312	1,252	1,230
2級	570	565	538	522	514
3級	681	672	643	622	604
4級	1,141	1,112	1,064	1,004	979
5級	219	217	196	186	183
6級	349	352	344	336	343
合計	4,336	4,274	4,097	3,922	3,853

■障がいの種類別：身体障害者手帳所持者数の推移 （人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障がい	300	303	283	272	257
聴覚・平衡機能障がい	470	473	465	454	458
音声・言語障がい	54	55	46	44	44
肢体不自由	2,088	2,033	1,890	1,796	1,746
内部障がい	1,424	1,410	1,413	1,356	1,348
合計	4,336	4,274	4,097	3,922	3,853

資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」（各年度3月31日現在）

(3)療育手帳所持者について

療育手帳所持者について年齢3区分別にみると、いずれの区分においても増加傾向にあります。障がいの程度別人数を比較すると、「軽度B」の所持者数が最も多くなっています。また、「最重度Ⓐ」、「重度A」、「中度Ⓑ」が横ばい又は微増傾向で推移しているのに対し、「軽度B」は増加が続いています。

■年齢3区分別：療育手帳所持者数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	228	223	233	233	257
18～64歳	651	674	684	702	713
65歳以上	90	86	91	92	95
合計	969	983	1,008	1,027	1,065

■障がいの程度別：療育手帳所持者数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最重度Ⓐ	176	175	181	181	184
重度A	190	184	183	183	190
中度Ⓑ	247	252	267	270	272
軽度B	356	372	377	393	419
合計	969	983	1,008	1,027	1,065

資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」（各年度3月31日現在）

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者について

精神障害者保健福祉手帳所持者について年齢3区分別にみると、「18歳未満」と「18～64歳」において増加傾向にあります。障がいの程度別人数を比較すると、「2級」が最も多く、次いで「3級」となっています。また、「1級」が横ばいで推移しているのに対し、「2級」と「3級」は増加が続いています。

■年齢3区分別：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
18歳未満	25	36	42	51	45
18～64歳	650	713	770	823	904
65歳以上	154	160	136	139	153
合計	829	909	948	1,013	1,102

■障がいの程度別：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	40	47	41	42	41
2級	536	570	583	626	671
3級	253	292	324	345	390
合計	829	909	948	1,013	1,102

資料：香川県「市町別手帳交付台帳登載数」（各年度3月31日現在）

(5)難病患者等について

指定難病等医療受給者数は、増加傾向にあります。

■難病患者等の人数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
難病等医療受給者数	1,070	1,117	1,110	1,143	1,165
合計	1,070	1,117	1,110	1,143	1,165

資料：香川県中讃保健福祉事務所（各年度3月31日現在）

(6)自立支援医療受給者について

自立支援医療受給者数は、全体の約85％を「精神通院医療」が占めており、総数とともに年々増加傾向にあります。「更生医療」と「育成医療」は、微増微減を繰り返しながら推移しています。

■自立支援医療受給者数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
更生医療	294	290	287	290	296
育成医療	22	12	14	8	13
精神通院医療	1,709	1,713	1,741	1,821	1,845
合計	2,025	2,015	2,042	2,119	2,154

資料：丸亀市福祉課、香川県精神保健福祉センター（各年度3月31日現在）

(7)障害福祉サービス等受給者証交付数について

障害福祉サービス等受給者証交付数について制度区分別にみると、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」において増加が続いています。「地域生活支援事業」は、増減しながらも概ね横ばいで推移しています。

■制度区分別：障害福祉サービス等受給者証交付数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害者総合支援法	863	887	921	994	1,032
児童福祉法	498	558	605	672	718
地域生活支援事業	480	481	488	476	485
合計	1,841	1,926	2,014	2,142	2,235

※受給者証交付数は、障害福祉サービス等の利用ニーズを把握するための指標の一つであり、実際のサービス利用量を示すものではありません。

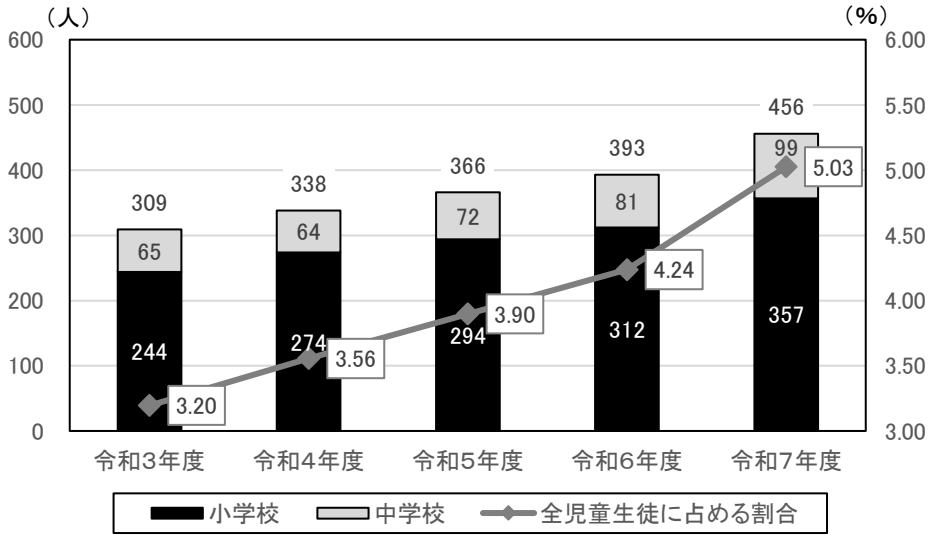
資料：丸亀市福祉課（各年度3月31日現在）

(8)障がい児等の状況について

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、「小学校」、「中学校」ともに増加傾向にあります。「全児童生徒に占める割合」も年々上昇しており、令和7年度には5.03％となっています。

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、増減を繰り返しながらも、全体として減少傾向にあります。特に「高等部」において、令和6年度以降は減少しています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移



■特別支援学校の在籍児童生徒数の推移　（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	85	81	75	79	80
中学校	76	69	70	75	79
高等部	88	97	100	87	77
合計	249	247	245	241	236

資料：文部科学省「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

3 アンケート調査結果

(1)調査の概要

障害福祉サービス等の利用状況や障がい福祉への意識を把握し、施策に活用するため、アンケート調査を実施しました。

区　分	18歳以上	18歳未満	サービス提供事業所	民間事業者
調　査 対象者	市内在住の障害者手帳所持者 (無作為抽出)	障害福祉サービス等を受給している児童及び障害者手帳所持者 (無作為抽出)	市内障害福祉サービス提供事業所	市内民間事業者 (無作為抽出)
調　査 方　法	郵送配布・郵送回収による記入方式 (WEB回答方式併用)	郵送配布・郵送回収による記入方式 (WEB回答方式併用)	メール配布・メール又はFAX回収 (WEB回答方式併用)	郵送配布・郵送回収による記入方式 (WEB回答方式併用)
調　査 期　間	令和7年 12月26日(金)～ 令和8年 1月15日(木)	令和7年 12月26日(金)～ 令和8年 1月15日(木)	令和7年 12月23日(火)～ 令和8年 1月15日(木)	令和8年 1月13日(火)～ 1月23日(金)
配布数	2,500件	300件	111件	500件
有　効 回収数	1,180件	133件	45件	222件
有　効 回収率	47.2%	44.3%	40.5%	44.4%

【グラフの見方】

・回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合について、小数点第2位を四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

・本調査は、それぞれの手帳所持者別にクロス集計を行うことで、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者は、それぞれに数えられ、集計されています。

・本計画の文中において、「身体」は、「身体障害者手帳所持者」、「療育」は「療育手帳所持者」、「精神」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を指します。

・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

・図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

・本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2)調査結果【18歳以上(障害者手帳所持者)】

【住まいや暮らしについて】

■あなたは、今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(それぞれに○は1つ)

暮らしたい場所

「一般の住宅」が78.0%と最も高く、次いで「わからない」が8.2%、「福祉施設(障害者支援施設)」が3.0%となっています。

手帳種別・年代別にみると、全ての区分で「一般の住宅」が最も高くなっています。

(%)

		一般の住宅	グループホーム	福祉施設(障害者支援施設)	福祉施設(高齢者施設)	その他	わからない	不明・無回答
全体(n=1,180)		78.0	2.2	3.0	2.7	1.4	8.2	4.5
手帳種別	身体障害者手帳(n=885)	79.7	1.1	1.8	3.3	1.6	8.0	4.5
	療育手帳(n=174)	66.1	7.5	7.5	0.6	2.3	12.6	3.4
	精神障害者保健福祉手帳(n=195)	70.3	3.1	4.6	2.6	2.6	11.3	5.6
年代別	20歳未満(n=12)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代(n=62)	88.7	4.8	1.6	0.0	1.6	3.2	0.0
	30歳代(n=80)	73.8	6.3	7.5	0.0	1.3	8.8	2.5
	40歳代(n=104)	75.0	2.9	3.8	0.0	2.9	12.5	2.9
	50歳代(n=132)	83.3	2.3	1.5	0.0	1.5	8.3	3.0
	60歳代(n=173)	80.3	2.3	4.6	0.6	1.2	9.2	1.7
	70歳代(n=317)	79.2	0.6	2.5	4.1	1.3	6.3	6.0
	80歳以上(n=243)	73.7	1.6	1.2	7.0	1.2	10.3	4.9

■希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。
（あてはまるもの全てに○）

「経済的な負担の軽減」が46.9%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が30.2%、「相談対応等の充実」が22.9%となっています。

手帳種別でみると、全ての種別で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

年代別でみると、70歳代までは「経済的な負担の軽減」、80歳以上では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が最も高くなっています。

（%）

		在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	情報の取得利用や意思疎通についての支援	移動手段の援助	その他	わからない	不明・無回答
全体(n=1,180)		22.5	17.5	30.2	9.9	46.9	22.9	11.2	12.5	20.6	3.6	16.1	8.4
手帳種別	身体障害者手帳(n=885)	26.8	16.4	32.9	8.7	45.6	19.0	7.8	9.5	20.8	3.5	14.9	8.4
	療育手帳(n=174)	9.2	27.0	31.0	18.4	47.7	32.2	26.4	20.7	26.4	3.4	23.6	4.6
	精神障害者保健福祉手帳(n=195)	13.3	17.9	19.5	13.3	54.4	33.8	17.9	20.5	15.4	6.7	16.4	8.2
年代別	20歳未満(n=12)	0.0	33.3	33.3	33.3	66.7	41.7	50.0	50.0	41.7	0.0	16.7	0.0
	20歳代(n=62)	4.8	27.4	30.6	17.7	59.7	41.9	29.0	19.4	35.5	6.5	24.2	0.0
	30歳代(n=80)	12.5	31.3	28.8	15.0	56.3	43.8	31.3	28.8	20.0	6.3	15.0	3.8
	40歳代(n=104)	12.5	23.1	13.5	14.4	51.0	33.7	16.3	19.2	12.5	5.8	17.3	4.8
	50歳代(n=132)	17.4	20.5	23.5	7.6	51.5	22.0	12.1	11.4	15.9	1.5	19.7	3.8
	60歳代(n=173)	23.1	17.9	24.3	9.8	49.7	19.1	11.6	11.0	22.5	3.5	17.9	6.9
	70歳代(n=317)	28.7	12.9	33.4	7.6	44.8	14.2	3.8	7.6	18.6	2.2	15.1	11.0
	80歳以上(n=243)	29.6	12.3	42.0	8.6	37.4	20.6	6.6	10.7	24.3	4.5	12.8	9.9

「経済的な負担の軽減」が最も高く、在宅サービスの利用や相談支援への要望も多いことから、**経済的支援と日常生活支援の両方を求めている**ことがうかがえます。
年代別では、若年層は相談や地域理解、高齢層は在宅生活を支えるサービスへの要望が比較的高くなっています。

年金・手当や医療費助成などの**経済的支援を充実させる**とともに、年代や生活状況に応じて、在宅サービス、相談支援、移動・買い物支援を組み合わせて提供することが求められます。

【情報・コミュニケーションについて】

■情報を取得したり、他者とのコミュニケーションを取ったりするときに、困っていることはありますか。（あてはまるもの全てに○）

「困ることはない」が42.0％と最も高く、次いで「外見から障がいがわからないので誤解を招くことがある」が22.4％、「入ってくる情報量が少ない」が20.5％となっています。

手帳種別でみると、身体では「困ることはない」、療育では「介助者がいないと判断できないことがある」、精神では「外見から障がいがわからないので誤解を招くことがある」が最も高くなっています。

年代別でみると、20歳未満では「入ってくる情報量が少ない」、「重要な情報や危険に気づかないことがある」、「外見から障がいがわからないので誤解を招くことがある」、「介助者がいないと判断できないことがある」、20歳代・30歳代では「外見から障がいがわからないので誤解を招くことがある」、40歳代以降では「困ることはない」が最も高くなっています。

（％）

		必要なコミュニケーション手段が使えないことがある	入ってくる情報量が少ない	重要な情報や危険に気づかないことがある	通訳者や介助者を確保できないことがある	外見から障がいがわからないので誤解を招くことがある	介助者がいないと判断できないことがある	情報支援機器の購入や利用に費用がかかる	その他	困ることはない	不明・無回答
全体（n=1,180）		8.1	20.5	13.1	2.0	22.4	12.5	4.6	4.9	42.0	9.5
手帳種別	身体障害者手帳（n=885）	7.3	22.4	10.5	2.0	17.6	8.7	4.9	4.4	45.3	10.5
	療育手帳（n=174）	12.1	14.9	23.6	1.1	31.0	32.2	2.9	7.5	26.4	6.3
	精神障害者保健福祉手帳（n=195）	9.7	20.0	15.4	2.6	37.4	13.8	4.6	6.2	34.9	9.7
年代別	20歳未満（n=12）	16.7	33.3	33.3	8.3	33.3	33.3	0.0	25.0	8.3	0.0
	20歳代（n=62）	11.3	14.5	29.0	4.8	48.4	40.3	3.2	6.5	25.8	1.6
	30歳代（n=80）	15.0	21.3	22.5	1.3	47.5	23.8	3.8	5.0	26.3	1.3
	40歳代（n=104）	4.8	17.3	13.5	2.9	30.8	14.4	3.8	8.7	36.5	6.7
	50歳代（n=132）	6.1	16.7	15.9	3.0	22.7	12.9	4.5	5.3	45.5	10.6
	60歳代（n=173）	9.8	18.5	11.6	1.7	15.0	8.7	6.4	4.0	50.9	8.7
	70歳代（n=317）	7.3	18.9	8.5	0.6	17.4	8.2	4.1	3.5	47.9	10.4
	80歳以上（n=243）	7.4	26.3	10.7	2.5	16.0	10.3	4.5	4.9	39.5	12.8

情報・コミュニケーションについて全体の約4割は「困ることはない」と回答する一方で、**若年層では情報不足や重要な情報への気づきにくさ、中年層では外見から障がいが伝わらず誤解されることが課題**となっています。

年齢や障がい特性に応じて、わかりやすい情報提供を進めるとともに、**意思疎通支援や見えにくい障がいへの理解促進を図ること**が求められます。

【日中活動や就労について】

■あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

「自宅で過ごしている」が35.0%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が20.8%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型、B型を含む)」が8.3%となっています。

手帳種別でみると、身体・精神では「自宅で過ごしている」、療育では「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型、B型を含む)」が最も高くなっています。

年代別でみると、20歳未満では「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型、B型を含む)」、20歳代から50歳代では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」、60歳代以降では「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。

(%)

		会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦(主夫)をしている	福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型、B型を含む)	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校に通っている	一般の高校に通っている	その他	不明・無回答
全体(n=1,180)		20.8	0.5	7.7	8.3	4.7	1.9	35.0	6.0	0.2	0.3	0.1	2.6	12.0
手帳種別	身体障害者手帳(n=885)	18.4	0.7	8.5	3.2	3.8	2.5	40.5	5.4	0.0	0.0	0.0	2.9	14.1
	療育手帳(n=174)	24.1	0.0	1.1	38.5	2.9	0.0	12.6	10.3	0.0	1.7	0.0	2.9	5.7
	精神障害者保健福祉手帳(n=195)	26.7	0.0	6.2	11.3	9.2	0.5	28.2	5.6	0.5	0.0	0.5	2.6	8.7
年代別	20歳未満(n=12)	8.3	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	8.3	8.3	0.0
	20歳代(n=62)	41.9	0.0	1.6	35.5	3.2	0.0	12.9	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	1.6
	30歳代(n=80)	37.5	0.0	5.0	31.3	3.8	0.0	13.8	6.3	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3
	40歳代(n=104)	36.5	1.0	6.7	14.4	4.8	1.0	18.3	5.8	0.0	0.0	0.0	3.8	7.7
	50歳代(n=132)	43.9	0.0	3.0	11.4	3.8	1.5	22.7	4.5	0.8	0.0	0.0	0.8	7.6
	60歳代(n=173)	23.7	0.0	8.7	5.2	6.4	1.7	37.0	6.4	0.0	0.0	0.0	2.3	8.7
	70歳代(n=317)	9.5	0.3	12.0	0.6	3.5	1.3	50.2	5.0	0.0	0.0	0.0	3.2	14.5
	80歳以上(n=243)	3.7	1.6	7.0	1.2	7.0	3.7	43.6	9.5	0.0	0.0	0.0	3.7	18.9

日中を自宅で過ごす人が最も多く、特に高齢層でその割合が高い一方、**若年層では福祉施設等の利用、20歳代から50歳代では就労が中心**となっています。

年齢や生活状況に応じて、就労支援、日中活動の場、外出・交流機会を**切れ目なく確保すること**が求められます。

（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」を選択した場合）

■仕事の勤務形態を教えてください。（○は1つ）

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が40.0％と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が29.4％、「自営業」が13.9％となっています。

（％）

		正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	自営業	その他	不明・無回答
全体（n=245）		29.4	8.6	40.0	13.9	5.7	2.4
手帳種別	身体障害者手帳（n=163）	36.2	6.7	31.3	17.8	4.9	3.1
	療育手帳（n=42）	28.6	11.9	40.5	4.8	9.5	4.8
	精神障害者保健福祉手帳（n=52）	13.5	11.5	61.5	3.8	7.7	1.9

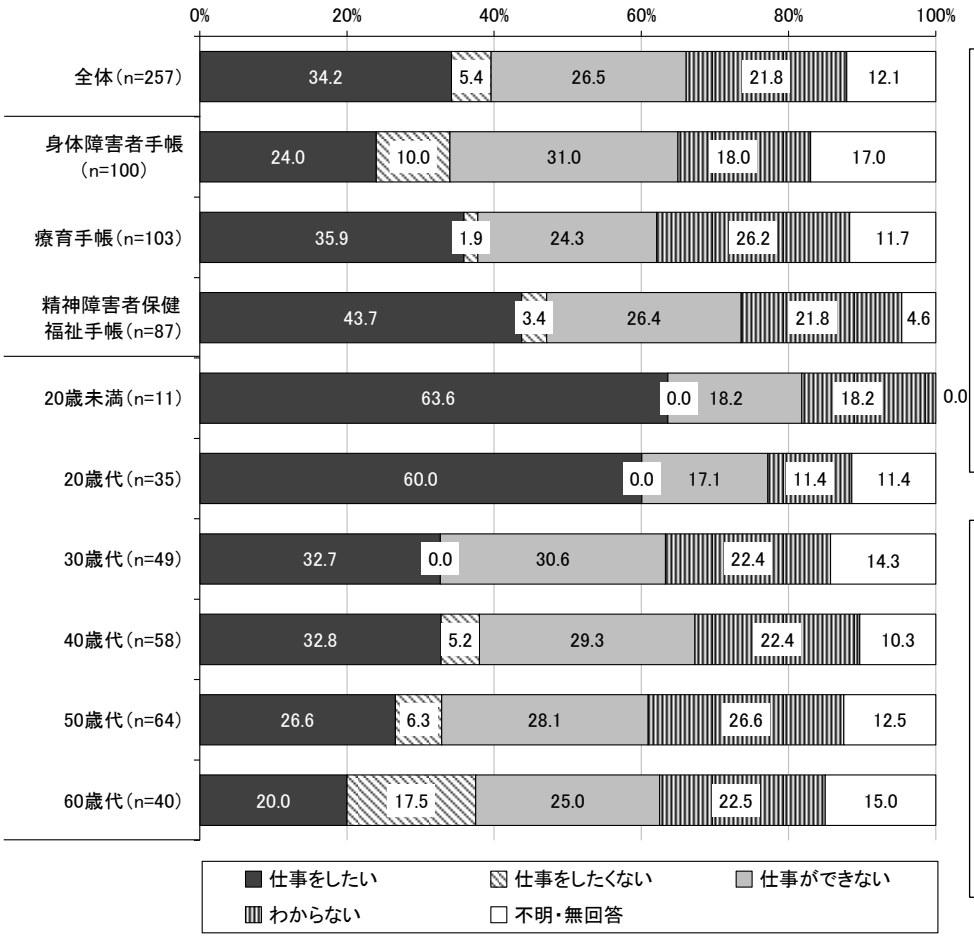
雇用形態は非正規雇用が4割と最も多く、特に精神ではその割合が高いことから、**安定した雇用につながりにくい状況**がうかがえます。

障がい特性に応じた職場定着支援、企業への理解促進を進め、正規雇用への移行支援や**働き続けやすい環境づくり**が重要です。

（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外を選択した場合）

■今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は1つ）

「仕事をしたい」が34.2％と最も高く、次いで「仕事ができない」が26.5％、「わからない」が21.8％となっています。



20歳代では仕事を希望する割合が特に高く、30歳代から40歳代でも就労意欲を持つ人が一定数いることから、**働く意向のある人を就労支援につなぐ**ことが重要です。

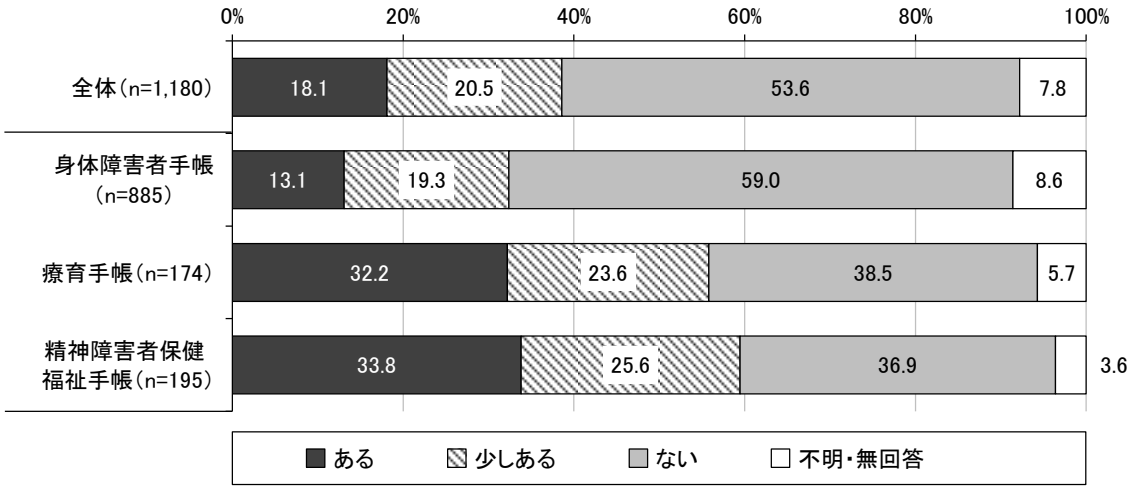
就労意欲の高い年代を中心に、職業訓練や就労相談、企業とのマッチング、短時間勤務などの**選択肢を充実させる**ことが求められます。

【権利擁護について】

■障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ)

「ない」が53.6%と最も高く、次いで「少しある」が20.5%、「ある」が18.1%となっています。

手帳種別でみると、全ての種別で「ない」が最も高くなっています。



■およそ5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思いますか。(○は1つ)

「少しずつ改善されている」が34.7%と最も高く、次いで「わからない」が32.3%、「あまり改善されていない」が10.5%となっています。

手帳種別でみると、身体・精神では「少しずつ改善されている」、療育では「わからない」が最も高くなっています。

(%)

		かなり改善されている	少しずつ改善されている	あまり改善されていない	改善されていない	わからない	不明・無回答
全体(n=1,180)		10.0	34.7	10.5	4.3	32.3	8.1
手帳種別	身体障害者手帳(n=885)	10.8	34.7	8.7	4.0	32.4	9.4
	療育手帳(n=174)	6.3	31.6	17.8	4.6	36.2	3.4
	精神障害者保健福祉手帳(n=195)	7.7	35.4	17.4	6.2	29.2	4.1

差別や嫌な思いをした経験は全体の約4割で、**療育・精神の手帳所持者では半数を超えています**。また、5～10年前からの改善を実感できていない人も多くみられます。

障がい特性に応じた理解啓発を進めるとともに、差別事例を把握し、**相談・対応につなげる体制を強化**することが求められます。

【丸亀市の障がい者施策について】

■障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために、どのようなことを希望しますか。
（○は4つまで）

「何でも相談できる窓口」が53.0％と最も高く、次いで「福祉に関する情報提供」が27.8％、「在宅生活を支える福祉サービスの充実」が20.2％となっています。

手帳種別でみると、全ての種別で「何でも相談できる窓口」が最も高くなっています。

（％）

		何でも相談できる窓口	福祉に関する情報提供	情報のバリアフリー化（手話や音声などによる情報の提供など）	福祉に関わる専門的な人材の充実	在宅生活を支える福祉サービスの充実	医師や専門職員による訪問指導の充実	リハビリ、生活訓練などができる通所施設の充実	重度の障がいがある人のための入所施設の充実	障がいのある人に対する医療の充実	障がいのある人の働く場所の充実
全体（n=1,180）		53.0	27.8	5.1	12.7	20.2	8.4	11.3	7.5	16.1	14.0
手帳種別	身体障害者手帳（n=885）	52.5	29.8	5.6	13.2	22.7	9.7	12.5	6.6	15.8	8.4
	療育手帳（n=174）	50.0	19.0	2.3	13.8	16.1	3.4	12.1	15.5	20.7	24.1
	精神障害者保健福祉手帳（n=195）	59.0	23.1	1.5	10.8	14.9	5.6	6.7	4.6	17.4	29.2

（％）

		障がいのある人が集まる場の充実	公共交通機関のバリアフリー化	道路・建物などのバリアフリー化	利用しやすい公共施設の整備	グループホームなど、生活の場	障がいのある人が通えるスポーツ教室や文化教室	差別や偏見をなくすための教育や広報	その他	不明・無回答
全体（n=1,180）		5.5	8.3	10.0	11.2	6.8	7.8	10.4	4.2	14.2
手帳種別	身体障害者手帳（n=885）	3.4	9.5	12.2	12.0	4.2	6.7	7.3	3.4	15.8
	療育手帳（n=174）	10.3	6.9	4.0	8.0	22.4	12.6	15.5	5.7	13.2
	精神障害者保健福祉手帳（n=195）	8.7	5.6	4.1	8.2	10.8	6.7	20.0	6.2	12.8

「何でも相談できる窓口」が半数を超えて最も高く、情報提供への要望も多いことから、**まず相談先を明確にし、必要な支援へつなぐ仕組み**が求められています。

身近で利用しやすい相談窓口を充実させ、福祉情報の提供から在宅支援、就労・生活支援までを**切れ目なく案内できる体制づくり**が必要です。

(3)調査結果【18歳未満(障害福祉サービス等を受給している児童)】

【お子さんとご家族のことについて】

■普段、主にお子さんをみている方はどなたですか。(○は1つ)

「母親」が91.7%と最も高く、次いで「父親」が2.3%となっています。

手帳種別でみると、全ての種別で「母親」が最も高くなっています。

(%)

		父親	母親	祖父・祖母	親戚	ボランティア	その他	不明・無回答
全体(n=133)		2.3	91.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
手帳種別	身体障害者手帳(n=18)	5.6	77.8	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
	療育手帳(n=51)	2.0	86.3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8
	精神障害者保健福祉手帳(n=10)	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	手帳なし(n=64)	1.6	98.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■主にお子さんをみている方の就労状況を教えてください。(○は1つ)

「就労している(パートタイムなど)」が33.8%と最も高く、次いで「就労している(正規)」が30.1%、「就労していない」が20.3%となっています。

手帳種別でみると、身体・療育・手帳なしでは「就労している(パートタイムなど)」、精神では「就労している(パートタイムなど)」、「就労していない」が最も高くなっています。

(%)

		就労している(正規)	就労している(契約・嘱託)	就労している(パートタイムなど)	以前は就労していたが、こどもをみるために仕事を辞めた	就労していない	不明・無回答
全体(n=133)		30.1	3.0	33.8	12.0	20.3	0.8
手帳種別	身体障害者手帳(n=18)	22.2	0.0	38.9	16.7	22.2	0.0
	療育手帳(n=51)	27.5	0.0	29.4	17.6	23.5	2.0
	精神障害者保健福祉手帳(n=10)	20.0	0.0	30.0	20.0	30.0	0.0
	手帳なし(n=64)	34.4	6.3	40.6	6.3	12.5	0.0

正規就労は3割にとどまり、**安定した就労につながりにくい**状況がうかがえます。特に精神の保護者では、未就労の割合が高くなっています。

保護者が就労を継続できるよう、**放課後等デイサービスや短期入所等の支援の充実**に加え、相談支援や柔軟な働き方への理解促進が求められます。

【お子さんの障がいの状況について】

（お子さんの発達などに不安を感じ、医療機関を受診されたことがある場合）

■発達障害であると診断されましたか。（あてはまるもの全てに○）

「自閉スペクトラム症（ASD）」が52.5％と最も高く、次いで「注意欠陥・多動性障害（ADHD）」が35.2％、「診断されていない」が15.6％となっています。

手帳種別でみると、全ての種別で「自閉スペクトラム症（ASD）」が最も高くなっています。

（％）

		自閉スペクトラム症（ASD）	注意欠陥・多動性障害（ADHD）	学習障害（LD・SLD）	その他	診断されていない	不明・無回答
全体（n=122）		52.5	35.2	13.9	22.1	15.6	0.8
手帳種別	身体障害者手帳（n=14）	42.9	14.3	14.3	21.4	28.6	0.0
	療育手帳（n=46）	50.0	34.8	21.7	32.6	4.3	2.2
	精神障害者保健福祉手帳（n=10）	90.0	60.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	手帳なし（n=64）	53.1	35.9	9.4	15.6	23.4	0.0

（受診し、発達障害だと診断されたことがある場合）

■発達障害であることがわかったきっかけをお答えください。（○は1つ）

「1歳6か月健診や3歳児健診などの乳幼児健診」が34.3％と最も高く、次いで「保育所、幼稚園、こども園、子育て支援センターなどからの助言」が24.5％、「家族などの身近な人が気づいた」が22.5％となっています。

（％）

		1歳6か月健診や3歳児健診などの乳幼児健診	保育所、幼稚園、こども園、子育て支援センターなどからの助言	小学校、中学校などの学校からの助言	家族などの身近な人が気づいた	その他	不明・無回答
全体（n=102）		34.3	24.5	4.9	22.5	9.8	3.9
手帳種別	身体障害者手帳（n=10）	40.0	10.0	0.0	20.0	20.0	10.0
	療育手帳（n=43）	32.6	27.9	9.3	11.6	11.6	7.0
	精神障害者保健福祉手帳（n=10）	20.0	30.0	0.0	40.0	0.0	10.0
	手帳なし（n=49）	38.8	22.4	4.1	24.5	8.2	2.0

発達障害に気づいたきっかけは乳幼児健診が最も多く、保育所・幼稚園等からの助言や家族の気づきも大きな役割を果たしています。一方、学校からの助言は少なく、**就学前の段階で把握されるケースが多いこと**がうかがえます。

【現在の生活について】

■お子さんの通学・通園・通所先に希望することはありますか。(3つまで○)

「個々のニーズに応じた支援を行う」が69.2%と最も高く、次いで「先生が障がいへの理解を深める」が53.4%、「就学や進路相談を積極的に行う」が39.8%となっています。

手帳種別でみると、身体では「先生が障がいへの理解を深める」、「個々のニーズに応じた支援を行う」、療育・手帳なしでは「個々のニーズに応じた支援を行う」、精神では「先生が障がいへの理解を深める」、「個々のニーズに応じた支援を行う」、「就学や進路相談を積極的に行う」が最も高くなっています。

その他の回答として、「長期休暇中の預かりサービス」を希望する意見が複数件あります。

(%)

		先生が障がいへの理解を深める	個々のニーズに応じた支援を行う	就学や進路相談を積極的に行う	施設、設備、教材を充実させる	通常の学級への受け入れを進める	障がい児保育・教育の内容を充実させる	保育施設や学校施設のバリアフリー化を推進する	その他	望むことはない	不明・無回答
全体(n=133)		53.4	69.2	39.8	15.8	6.0	27.1	2.3	5.3	7.5	4.5
手帳種別	身体障害者手帳(n=18)	33.3	33.3	22.2	11.1	0.0	16.7	11.1	11.1	22.2	27.8
	療育手帳(n=51)	45.1	68.6	43.1	17.6	7.8	25.5	2.0	7.8	5.9	7.8
	精神障害者保健福祉手帳(n=10)	60.0	60.0	60.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	手帳なし(n=64)	59.4	73.4	35.9	14.1	6.3	28.1	0.0	3.1	9.4	1.6

「個々のニーズに応じた支援」が約7割で最も高く、教員の理解促進や就学・進路相談への要望も多いことから、一律ではなく、**こどもの特性や成長段階に応じた継続的な支援**が求められています。

保育・教育・福祉の関係機関が連携し、**就学前から卒業後まで切れ目なく相談・支援できる体制を整える**とともに、教職員の理解促進や長期休暇中の**受入れ支援を充実させる**必要があります。

【情報・コミュニケーションについて】

■お子さんが情報や人とのコミュニケーションを取りやすくするためには、どのようなことに配慮してほしいと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

「やさしくゆっくりと話してほしい」が58.6%と最も高く、次いで「簡単でわかりやすい文字表現にしてほしい」が52.6%、「絵や図で表現してほしい」が42.9%となっています。

手帳種別でみると、療育では「簡単でわかりやすい文字表現にしてほしい」、その他の種別では「やさしくゆっくりと話してほしい」が最も高くなっています。

年齢別でみると、6歳未満・12～14歳では「やさしくゆっくりと話してほしい」、6～11歳では「簡単でわかりやすい文字表現にしてほしい」、15歳以上では「簡単でわかりやすい文字表現にしてほしい」、「やさしくゆっくりと話してほしい」、「絵や図で表現してほしい」が最も高くなっています。

(%)

		パソコンやタブレット端末を利用しやすくしてほしい	音声情報や文字情報、案内表示を増やしてほしい	簡単でわかりやすい文字表現にしてほしい	やさしくゆっくりと話してほしい	口元が見えるように話してほしい	筆談や要約筆記で話してほしい	体や表情の動き(ジェスチャー)で話してほしい	公共施設に手話通訳者を配置してほしい	点字や音訳を活用してほしい	絵や図で表現してほしい	「はい」か「いいえ」で答えられるように質問してほしい	その他	なし	不明・無回答
全体(n=133)		39.1	15.0	52.6	58.6	5.3	1.5	18.0	0.0	0.8	42.9	30.1	1.5	9.0	0.8
手帳種別	身体障害者手帳(n=18)	16.7	5.6	27.8	44.4	11.1	5.6	22.2	0.0	0.0	33.3	16.7	5.6	33.3	5.6
	療育手帳(n=51)	35.3	13.7	58.8	56.9	5.9	2.0	29.4	0.0	2.0	45.1	33.3	2.0	7.8	0.0
	精神障害者保健福祉手帳(n=10)	40.0	10.0	60.0	80.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	10.0	0.0
	手帳なし(n=64)	43.8	18.8	46.9	62.5	4.7	0.0	12.5	0.0	0.0	45.3	25.0	1.6	7.8	0.0
年齢別	6歳未満(n=33)	15.2	0.0	30.3	63.6	9.1	0.0	33.3	0.0	0.0	42.4	27.3	3.0	12.1	0.0
	6～11歳(n=66)	42.4	21.2	63.6	51.5	3.0	1.5	13.6	0.0	0.0	43.9	31.8	1.5	9.1	1.5
	12～14歳(n=21)	61.9	14.3	47.6	71.4	9.5	4.8	14.3	0.0	4.8	28.6	19.0	0.0	9.5	0.0
	15歳以上(n=13)	46.2	23.1	61.5	61.5	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	61.5	46.2	0.0	0.0	0.0

「やさしくゆっくりと話す」に加え、簡単な文字表現や絵・図を用いた説明への要望も高く、本人の理解力や得意な受け取り方に合わせて伝え方を工夫することが求められています。また、年齢が上がるにつれて学校や生活の中で扱う情報が複雑になるため、**成長段階に応じて文字表現をわかりやすくするなどの配慮がより重要になる**と考えられます。

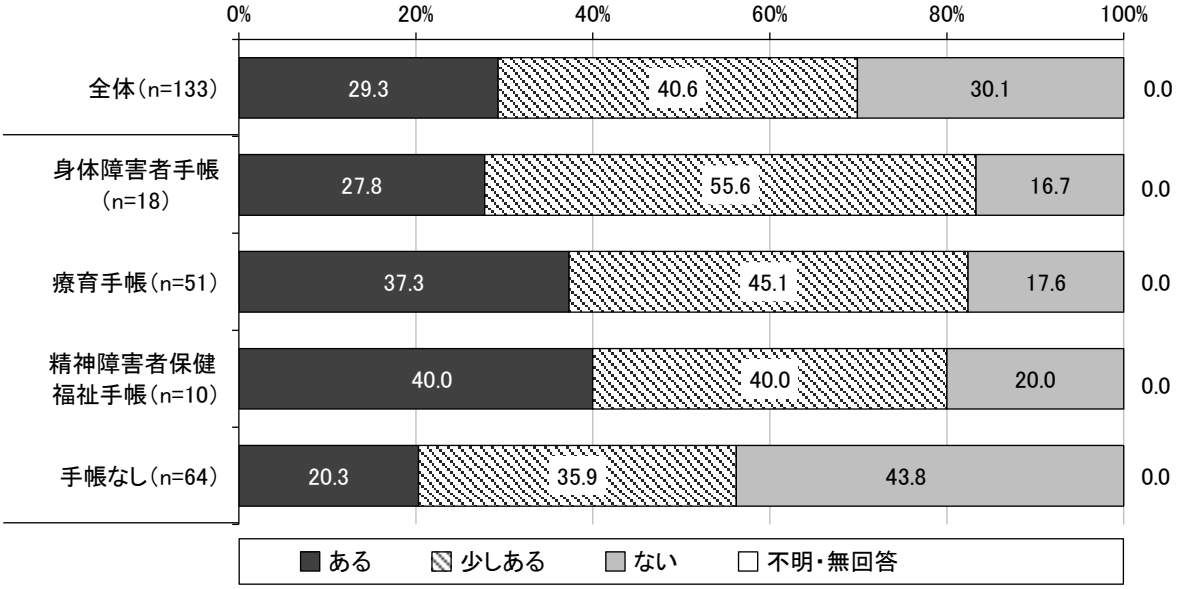
情報やコミュニケーションの手段を一律にするのではなく、本人の理解の状況に応じて、話し方・文字・絵や図などを組み合わせ、**理解しやすい方法を選べるようにすること**が必要です。また、家族や教職員、支援者など**周囲の人が本人に合った伝え方を理解し、日常的に配慮できるようにすること**が求められます。

【障がいに対する理解について】

■障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ)

「少しある」が40.6%と最も高く、次いで「ない」が30.1%、「ある」が29.3%となっています。

手帳種別でみると、身体・療育では「少しある」、精神では「ある」、「少しある」、手帳なしでは「ない」が最も高くなっています。



■およそ5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思いますか。(○は1つ)

「少しずつ改善されている」が53.4%と最も高く、次いで「あまり改善されていない」が18.8%、「わからない」が11.3%となっています。

手帳種別でみると、全ての種別で「少しずつ改善されている」が最も高くなっています。

(%)

		かなり改善されている	少しずつ改善されている	あまり改善されていない	改善されていない	わからない	不明・無回答
全体(n=133)		9.0	53.4	18.8	7.5	11.3	0.0
手帳種別	身体障害者手帳(n=18)	11.1	50.0	16.7	5.6	16.7	0.0
	療育手帳(n=51)	7.8	54.9	17.6	7.8	11.8	0.0
	精神障害者保健福祉手帳(n=10)	30.0	50.0	0.0	10.0	10.0	0.0
	手帳なし(n=64)	10.9	54.7	20.3	4.7	9.4	0.0

差別や嫌な思いをした経験がある人は約7割に上る一方で、5～10年前より改善されていると感じる人も6割を超えており、理解は進みながらも、**日常生活ではなお差別や偏見が残っている**ことがうかがえます。

啓発を継続するだけでなく、差別が起きやすい場面を具体的に把握し、学校や地域、事業所等での**対応改善と相談・救済体制の充実**につなげることが求められます。

【丸亀市の障がい児施策について】

■障がいのあるお子さんや保護者にとって暮らしやすいまちづくりのために、どのようなことを希望しますか。(6つまで○)

「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が57.1%と最も高く、次いで「就労支援の充実(働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援など)」が44.4%、「年金や手当などの充実」が39.1%となっています。

(%)

		リハビリテーション、生活訓練などができる通所施設の充実	通院・治療のための医療費の助成	在宅生活を支えるための医療の充実	障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実	在宅生活を支える福祉サービスの充実	重度の障がいがある人のための入所施設の充実	重症心身障害児(者)が入浴できる施設とサービス	障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実	障がいのある人同士や地域の方などと交流ができる場の充実	文化・スポーツ・レクリエーションなどを通じた社会参加の支援	行政の審議会や委員会などへの障がいのある人の参画(登用)	障がいのある人にやさしいまちづくりの推進(公共交通機関、道路などの整備)	障がいのある人に対する移動手段の充実
全体(n=133)		29.3	30.1	7.5	57.1	19.5	10.5	2.3	12.8	15.0	12.0	1.5	23.3	18.0
手帳種別	身体障害者手帳(n=18)	33.3	33.3	11.1	44.4	16.7	22.2	11.1	0.0	5.6	11.1	5.6	38.9	33.3
	療育手帳(n=51)	23.5	27.5	7.8	51.0	37.3	15.7	2.0	7.8	15.7	7.8	0.0	19.6	31.4
	精神障害者保健福祉手帳(n=10)	20.0	50.0	0.0	60.0	10.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	0.0	30.0	60.0
	手帳なし(n=64)	35.9	29.7	6.3	64.1	9.4	7.8	1.6	15.6	14.1	14.1	1.6	23.4	0.0

(%)

		移動のための経済的支援の充実	就労支援の充実(働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援など)	障がいのある人の結婚や子育てなどに対する支援の充実	年金や手当などの充実	グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備	公営住宅への障がいのある人の優先入居など住宅施策の充実	障がいのある人に対する情報提供や相談窓口の充実	緊急時や災害時の支援体制の充実	福祉に関わる専門的な人材の充実	ボランティアの育成と活動支援	その他	なし	不明・無回答
全体(n=133)		10.5	44.4	6.0	39.1	9.8	4.5	18.8	22.6	20.3	4.5	3.0	2.3	1.5
手帳種別	身体障害者手帳(n=18)	11.1	33.3	0.0	50.0	5.6	5.6	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	5.6
	療育手帳(n=51)	11.8	52.9	7.8	45.1	15.7	5.9	17.6	23.5	19.6	2.0	5.9	0.0	2.0
	精神障害者保健福祉手帳(n=10)	10.0	50.0	20.0	80.0	0.0	10.0	30.0	50.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	手帳なし(n=64)	6.3	39.1	6.3	31.3	6.3	1.6	20.3	21.9	20.3	7.8	1.6	4.7	1.6

「障がいの特性や程度に応じた保育・教育の充実」が最も高く、就労支援や年金・手当への要望も多いことから、**こどもの成長に伴い、学びから就労、生活保障まで切れ目のない支援が求められています**。

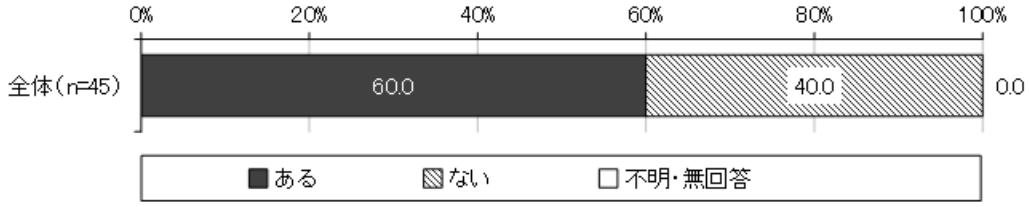
保育・教育現場での個別支援を充実させるとともに、**卒業後の就労や経済的支援、相談体制までを見通した支援の仕組みづくり**が必要です。

(4)調査結果【サービス提供事業所】

【提供サービスについて】

■利用者からの依頼に対して、受け入れ(サービス提供)できなかったことがありますか。(1つに○)

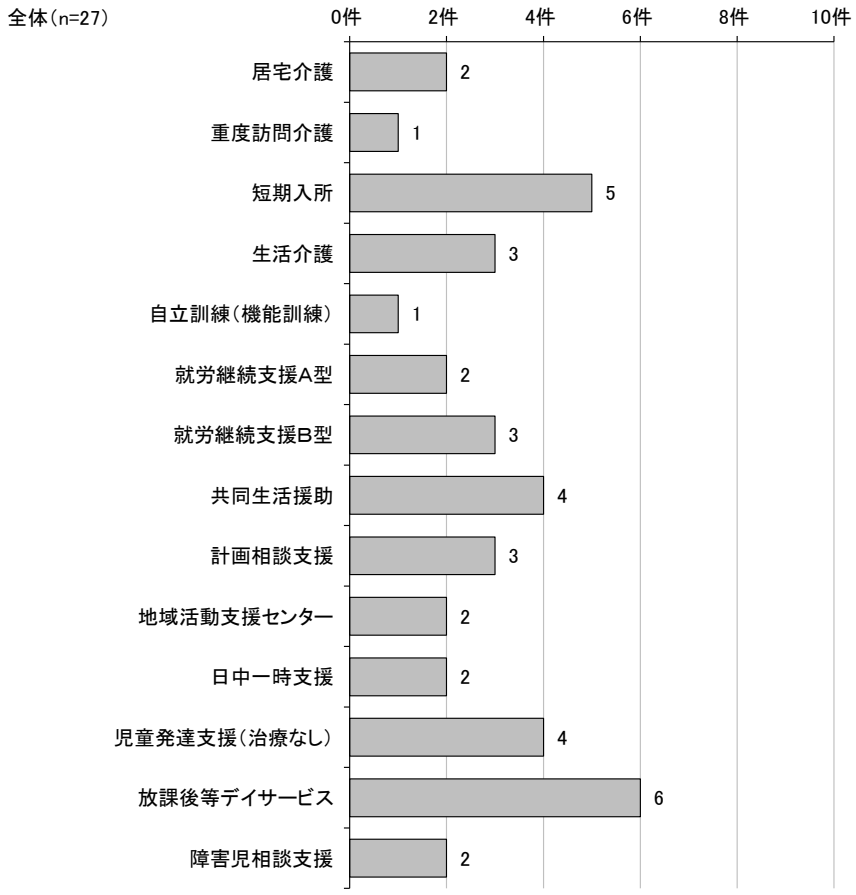
「ある」が60.0%、「ない」が40.0%となっています。



■受け入れできなかったサービスは何ですか。また、その理由は何ですか。

「放課後等デイサービス」が6件と最も多く、次いで「短期入所」が5件、「共同生活援助」、「児童発達支援(治療なし)」で4件となっています。

受け入れられなかった理由として、「希望される時間帯(または時期)に利用者が集中し、依頼されたときには定員に達していた」、「新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)」が多く挙がりました。



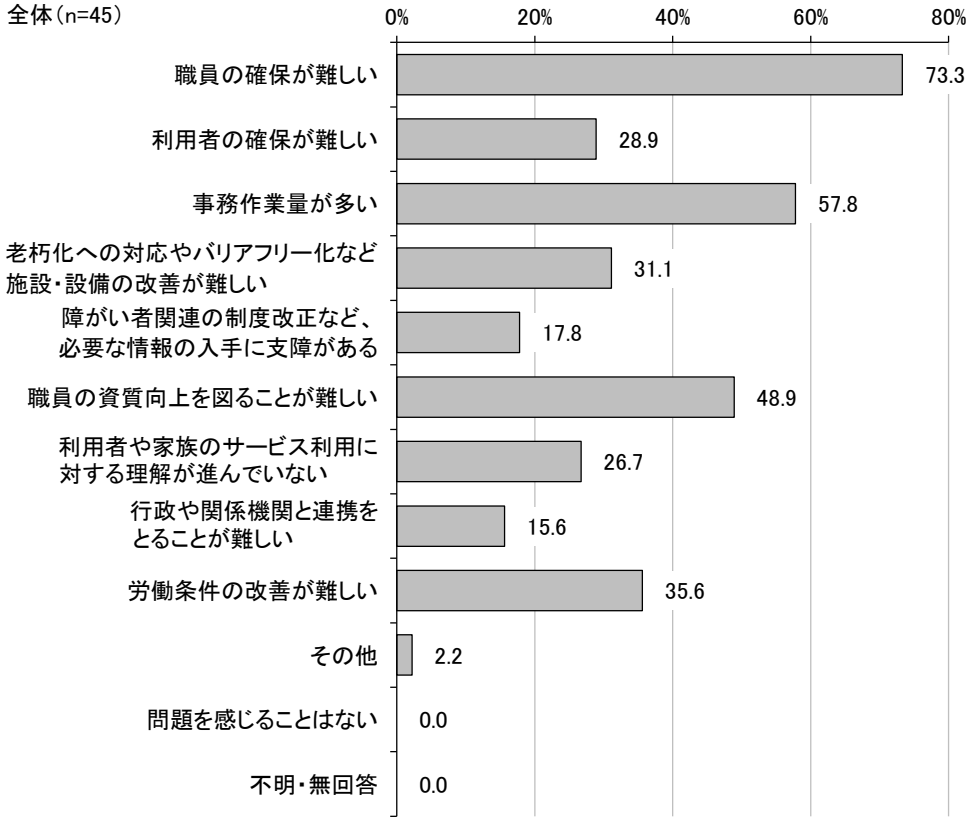
6割の事業者に受け入れできなかった経験があり、**特定の時間帯やサービスに需要が集中**し、供給体制が追いついていない状況がうかがえます。

利用ニーズの高いサービスや時間帯を把握した上で、人員確保や定員拡大、事業所間の連携による受け入れ調整など、**地域全体で受け入れの余力を高める施策**が求められます。

【事業運営について】

■円滑な事業運営を進めていく上で、どのような問題を感じていますか。（○はいくつでも）

「職員の確保が難しい」が73.3％と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が57.8％、「職員の資質向上を図ることが難しい」が48.9％となっています。

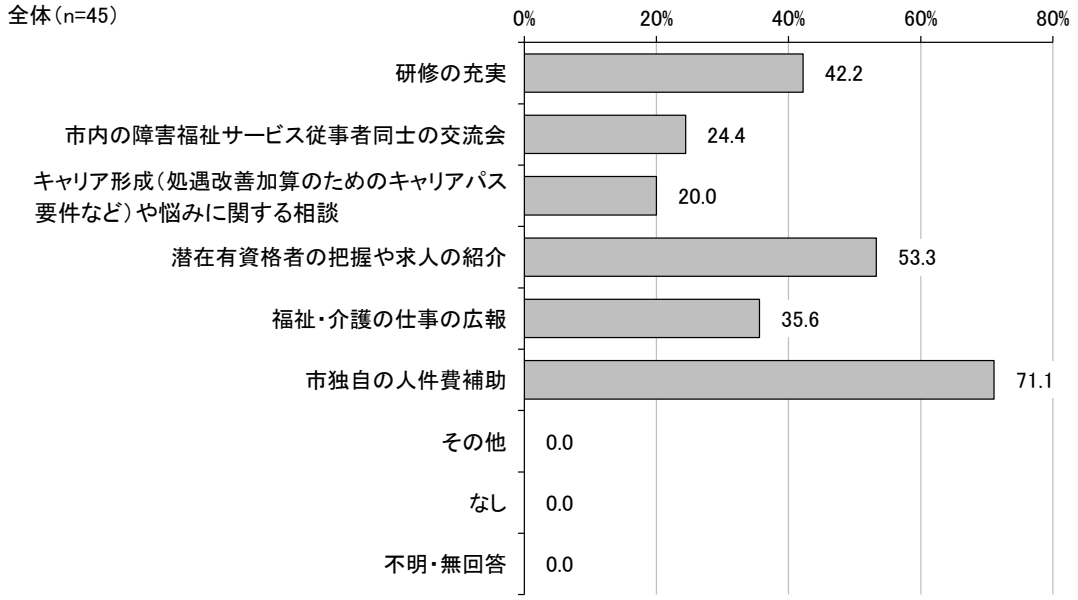


職員確保の難しさに加え、事務負担や人材育成も大きな課題となっており、限られた人員への負担集中がうかがえます。

人材確保支援を進めるとともに、事務の効率化や研修支援、**処遇・労働環境の改善**を一体的に進めることが求められます。

■障がい福祉人材の確保・育成・定着に向けて、市に望む支援施策がありましたら教えてください。（3つまで○）

「市独自の人件費補助」が71.1%と最も高く、次いで「潜在有資格者の把握や求人の紹介」が53.3%、「研修の充実」が42.2%となっています。

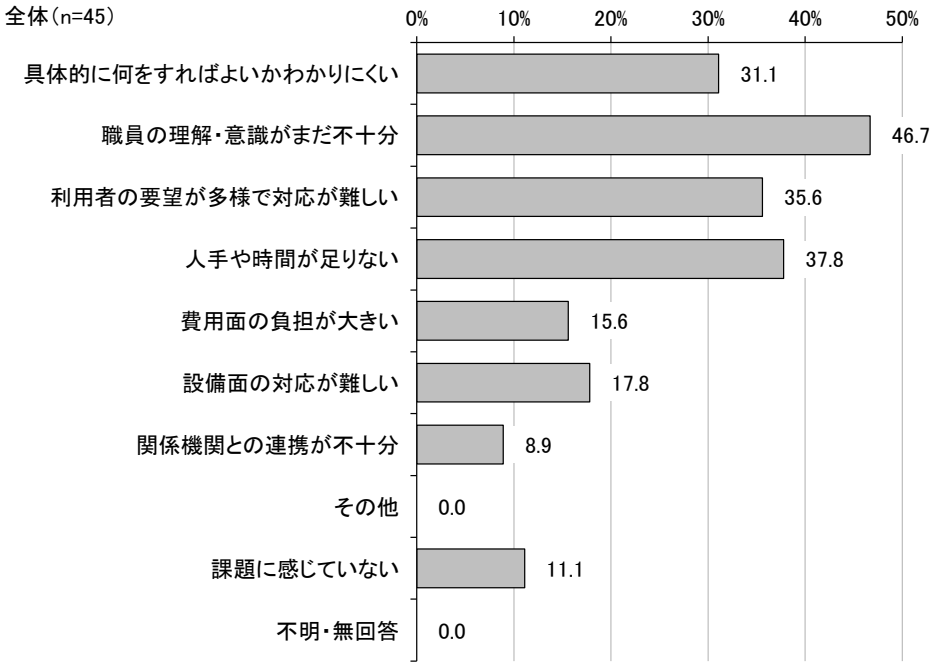


人件費補助への要望が特に高く、求人紹介や研修支援も求められており、採用・育成・定着のいずれも負担となっています。

人件費への支援に加え、人材紹介、研修、仕事の魅力発信を組み合わせた支援が求められています。

■合理的配慮の提供に当たって、課題に感じていることがあれば教えてください。（○はいくつでも）

「職員の理解・意識がまだ不十分」が46.7%と最も高く、次いで「人手や時間が足りない」が37.8%、「利用者の要望が多様で対応が難しい」が35.6%となっています。



職員の理解・意識不足が最大の課題となっており、合理的配慮に関する啓発や研修が十分に行き届いていないことがうかがえます。
また、人材不足の中で多様な要望への対応が求められていることから、**職員の負担軽減と支援体制の強化を一体的に進める**必要があります。

(5)調査結果【民間事業者】

【事業者について】

■現在の雇用状況にかかわらず、従業員に障がいのある人がいる場合や、今後障がいのある人を雇用することを想定して、事業者として配慮や取組を行っていますか。(○は1つ)

「配慮や取組は行っていない」が69.8%と最も高く、次いで「現在、具体的な配慮や取組を行っている」が20.3%となっています。

配慮や取組の具体的な内容として、「スロープ設置」、「トイレのバリアフリー化」、「勤務時間の調整に柔軟に対応する」などが挙げられました。

(%)

		現在、具体的な配慮や取組を行っている	配慮や取組は行っていない	その他	不明・無回答
全体(n=222)		20.3	69.8	6.3	3.6
障がいのある人の雇用状況別	現在雇用している(n=72)	44.4	43.1	8.3	4.2
	過去に雇用していたが、現在は雇用していない(n=34)	11.8	76.5	11.8	0.0
	一度も雇用したことがない(n=112)	7.1	87.5	3.6	1.8

全体では約7割、現在障がいのある人を雇用している事業者においても約4割が、配慮や取組を行っていません。

一般就労への移行を進めるためには、民間事業者に対する啓発や支援の充実が求められます。

【合理的配慮の提供について】

■改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行され、障がいのある人への合理的配慮の提供が事業者に義務化されたことを知っていましたか。(○は1つ)

「知っていた」が38.3%、「知らなかった」が61.7%となっています。

(%)

		知っていた	知らなかった	不明・無回答
全体(n=222)		38.3	61.7	0.0
障がいのある人と接する頻度別～お客様～取引先～	よくある(n=16)	75.0	25.0	0.0
	たまにある(n=57)	29.8	70.2	0.0
	ほとんどない(n=87)	43.7	56.3	0.0
	全くない(n=58)	27.6	72.4	0.0

合理的配慮の提供義務を「知っていた」事業者は全体の38.3%にとどまり、**周知が十分ではない**ことがうかがえます。
一方、障がいのある人とよく接する事業者では認知度が75.0%と高く、**日常的な関わりの有無が理解度に影響している**と考えられます。

■合理的配慮の提供に当たって、課題に感じていることがあれば教えてください。
（当てはまるもの全てに○）

「具体的に何をすればよいかわかりにくい」が44.1%と最も高く、次いで「設備面の対応が難しい」が32.4%、「従業員の理解・意識がまだ不十分」が30.2%となっています。

（%）

		具体的に何をすればよいかわかりにくい	従業員の理解・意識がまだ不十分	障がい者の要望が多様で対応が難しい	人手や時間が足りない	費用面の負担が大きい	設備面の対応が難しい	関係機関との連携が不十分	その他	課題に感じていることはない	不明・無回答
全体(n=222)		44.1	30.2	7.7	18.9	18.0	32.4	8.6	3.2	12.6	5.0
障がい者の雇用のある状況別	現在雇用している(n=72)	27.8	36.1	8.3	16.7	13.9	26.4	5.6	2.8	19.4	4.2
	過去に雇用していたが、現在は雇用していない(n=34)	41.2	17.6	8.8	17.6	17.6	41.2	2.9	11.8	8.8	2.9
	一度も雇用したことがない(n=112)	54.5	29.5	7.1	21.4	21.4	33.9	12.5	0.9	9.8	6.3
障がい者のいるお客様～取引先～と接する頻度別	よくある(n=16)	12.5	25.0	18.8	18.8	18.8	37.5	0.0	0.0	12.5	18.8
	たまにある(n=57)	43.9	29.8	12.3	29.8	19.3	31.6	8.8	5.3	14.0	3.5
	ほとんどない(n=87)	50.6	32.2	5.7	13.8	13.8	32.2	10.3	3.4	8.0	4.6
	全くない(n=58)	43.1	27.6	1.7	17.2	24.1	31.0	8.6	1.7	19.0	3.4

対応方法や社内理解に課題を感じる事業者が多くなっています。障がい者雇用の経験がない事業者では、**具体的な対応方法のわかりにくさ**を挙げる割合が特に高い傾向にあります。

具体的な配慮の事例や対応手順をわかりやすく示すとともに、**相談窓口等による助言の充実**が求められます。また、従業員向け研修や意識啓発を進め、設備面を含めた**受け入れ体制づくりの支援**が必要です。

■障害者差別解消法に基づく取組推進について、行政に求めることはありますか。
（当てはまるもの全てに○）

「わかりやすい事例集・ハンドブックの配布」が50.9%と最も高く、次いで「好事例に取り組む事業者の紹介（広報等）」が28.4%、「事業者向け説明会・研修会の開催」が24.8%となっています。

（%）

		事業者向け説明会・研修会の開催	わかりやすい事例集・ハンドブックの配布	相談窓口の周知	ホームページやSNSによる周知	当事者との意見交換の場の設定	好事例に取り組む事業者の紹介（広報等）	その他	なし	不明・無回答
全体(n=222)		24.8	50.9	23.0	20.3	5.4	28.4	2.3	13.1	3.2
障がい者の雇用のある状況別	現在雇用している(n=72)	15.3	47.2	18.1	19.4	4.2	27.8	4.2	20.8	0.0
	過去に雇用していたが、現在は雇用していない(n=34)	26.5	47.1	17.6	14.7	2.9	23.5	2.9	11.8	2.9
	一度も雇用したことがない(n=112)	30.4	53.6	27.7	23.2	7.1	30.4	0.9	8.9	5.4

事業者として何をすべきかを具体的に判断できる、**実務的な情報**が求められています。

4 第3次障がい者基本計画の評価

「丸亀市第3次障がい者基本計画」（計画期間：令和3年度～令和8年度）では、9つの基本目標に基づき、施策を推進しました。ほぼ全ての推進施策が想定どおりの進捗状況となっています。

■第3次計画の進捗状況　（件）

基本目標	推進施策の進捗評価			
	完了	想定どおりの進捗	想定よりも遅れている	未実施
1 理解と交流の促進	0	4	0	0
2 保健・医療の充実	0	9	0	0
3 教育・保育の充実	0	4	0	0
4 生涯学習・文化芸術・スポーツ等の振興	0	3	1	0
5 生活支援の充実（重点目標）	0	12	0	0
6 雇用・就業の確保	0	3	1	0
7 生活環境の整備	0	9	0	0
8 差別の解消と権利擁護の推進	0	4	0	0
9 行政サービス等における配慮の推進	0	5	0	0
合計	0	53	2	0

基本目標1 理解と交流の促進

手話学習会や福祉教育、広報等を通じて、障がいや多様なコミュニケーション手段への理解促進に取り組むとともに、手話通訳や音声・点字による情報提供など、意思疎通を支援する環境の充実を図りました。また、障がい者スポーツ大会や「愛の広場」、地域の居場所づくりなどを通じて、障がいのある人の社会参加と地域住民との交流の機会を確保してきました。加えて、「みんながオルデ通町」では、ボランティア団体が活動し、全ての人が気軽に集える居場所づくりを進めています。

地域での見守りや支え合いについては、民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア団体等の連携を進めています。今後も、支援制度の周知やボランティアの確保、多様な人が参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

基本目標2 保健・医療の充実

健康教育や健康相談、健康診査後の保健指導を通じて、生活習慣病や精神疾患の予防を推進し、障がいの発症予防に取り組みました。また、乳幼児健診や発達相談、妊娠期からの継続的な相談支援により、支援が必要なこどもの早期発見・早期支援を進めました。令和7年度からは、こども家庭センターを開設し、母子保健と児童福祉とが一体となった支援体制をとり、妊娠期からこどもが概ね18歳になるまでの相談支援を実施しました。医療面では、地域医療及び緊急医療体制の強化や医療費助成制度の運用、医療的ケアを必要とする人への支援に取り組みました。精神障がいのある人の地域移行や、難病患者等への福祉サービスの提供についても、関係機関と連携しながら支援を進めています。

一方、若い世代の健診受診率の低さや、医療的ケアに対応できる事業所・人材の不足、退院後の地域生活を支える社会資源の充実などが課題となっています。

基本目標3　教育・保育の充実

保育所・幼稚園等では、保育士や支援員を配置し、障がいの有無にかかわらず、こどもが共に育つ環境づくりを進めました。学校では、巡回カウンセリングを活用して一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒等については、個別の教育支援計画等を作成し、小・中学校間での円滑な引継ぎを図りました。また、交流及び共同学習や人権教育を通じて、相互理解の促進に取り組みました。

一方で、支援を必要とするこどもの増加に伴う職員の確保・配置が課題となっています。今後は、通常の学級を含めた個別の支援計画、個別の指導計画の作成や教職員の資質向上、支援学校や福祉関係機関との連携強化を進める必要があります。

基本目標4　生涯学習・文化芸術・スポーツ等の振興

障がい者福祉施設への文化芸術の出前事業や、手話通訳・字幕・音声ガイド付き公演、誰もが参加しやすいコンサートなどを実施し、文化芸術に触れる機会の充実を図りました。また、障がい者スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション教室を継続し、参加・交流の機会を確保しました。

一方、学習や文化芸術活動に参加するための支援体制、情報提供、指導者の確保が十分でないほか、参加者が限定的であることが課題です。今後は、丸亀市民会館等を活用し、参加しやすい環境や発表機会の充実、指導者の育成、一般市民との交流を進める必要があります。また、スポーツ分野では、競技スポーツと生涯スポーツの両面から障がい者スポーツへの参加機会の拡大と支援の充実を図るため、体験機会の提供や指導者の育成等に取り組みます。

基本目標5　生活支援の充実（重点目標）

相談支援事業所や関係機関との連携、困難事例に対するケース会議などを通じて、相談支援体制の充実に取り組みました。また、障害福祉サービスやグループホームの利用支援、施設から地域生活への移行支援を進めるとともに、障がい児支援では、通所支援の提供体制や放課後児童クラブでの受入環境の充実を図りました。

一方で、相談件数や支援ニーズの増加・複雑化に対し、相談支援専門員や支援員が不足しているほか、必要な情報が届きにくいことが課題です。今後は、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の整備、人材の確保・育成、関係機関の連携強化を進める必要があります。

基本目標6　雇用・就業の確保

障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所等と連携し、一般就労への移行を支えるとともに、就労継続支援事業所や地域活動支援センターの利用につなげ、障がいの特性や希望に応じた働く場の確保を進めました。また、障がい者就労施設が提供する物品等を庁内に周知し、優先的な購入を促しました。

本市職員の障がい者採用においては、国の制度改正により、法定雇用率を達成するために必要な障がい者雇用者数が大幅に増加したため、法定雇用率が達成できていない状況です。

また、就職後の早期離職や職場環境への不安、長く働き続けられる環境の確保が課題となっているため、関係機関との協力を深め、就労定着への支援や雇用機会の拡大が必要です。

基本目標7 生活環境の整備

低床バスの導入や運賃軽減、公営住宅・道路の段差解消、点字ブロック等の維持管理を行い、障がいのある人が外出・生活しやすい環境を整備しました。また、住宅改修や福祉タクシー、同行援護、自動車の運転免許取得・改造費への助成により、住まいと移動手段の確保を支援しました。

防災面では、避難行動要支援者名簿の共有や個別避難計画の作成・更新、福祉避難所との協定・訓練を進め、地域と関係機関が連携した支援体制を築いています。

一方、公共交通の路線や運行時間、移動支援サービスの供給、各種制度の分かりやすい周知には課題が残ります。今後は、利用実態に応じた移動手段の充実、公共施設や住宅のバリアフリー化、個別避難計画の実効性向上、防犯・交通安全情報の発信を進めることが求められます。

基本目標8 差別の解消と権利擁護の推進

広報紙やホームページ、体験学習、「障がい者週間」、「愛の広場」等を通じて、障害者差別解消法や合理的配慮、ヘルプマークの周知を行い、障がいについての理解を広げてきました。権利擁護では、「後見センターまるがめ」を中心に、成年後見制度の周知や相談・利用支援や関係機関のネットワークづくりを進めました。また、丸亀市障害者虐待防止センターとの連携により、24時間365日の通報受付や事実確認、養護者への支援を実施しています。今後は、情報発信や体験型啓発を工夫するとともに、支援を必要とする人の早期把握、後見制度への円滑な接続、虐待通報受付後の迅速な対応を強化する必要があります。

基本目標9 行政サービス等における配慮の推進

広報紙やホームページ、関係機関を通じて福祉制度等の情報を提供するとともに、点字・拡大文字版・声の広報等の発行による広報を行い、視覚障がいのある人に配慮した情報提供に取り組みました。また、図書館では、読み上げ機能付き電子書籍の整備を進めました。意思疎通支援では、手話通訳・要約筆記の派遣に加え、失語症者向け支援、遠隔手話通訳等を導入しています。さらに、手話奉仕員養成講座を実施し、聴覚障がいへの理解の促進と支援人材の育成を図りました。加えて、職員研修や窓口での合理的配慮、投票所へのスロープや各種支援用具の設置により、行政サービスを利用しやすい環境を整えました。

今後は、必要な人に情報や支援制度が確実に届く周知方法の工夫と、職員の理解・対応力の向上が求められます。

5 課題のまとめ

本市では、身体障害者手帳所持者が減少する一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。また、特別支援学級に在籍する児童生徒も増加しており、障がいのある人や支える家族のニーズは、年齢や障がい特性、生活状況によって一層多様化しています。

各種統計やアンケート調査、これまでの取組の評価を踏まえると、次の課題に対応していく必要があります。

(1)身近で切れ目のない相談支援体制の充実

障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために希望することとして、「何でも相談できる窓口」が最も多く、福祉に関する情報提供への要望も高くなっています。一方、相談件数や支援ニーズが増加・複雑化する中、相談支援専門員等の不足や、必要な情報が本人や家族に届きにくいことが課題となっています。

身近な相談窓口を明確にするとともに、相談内容に応じて保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関につなぐ体制を強化する必要があります。また、本人の意思や家族の状況を継続的に把握し、こどもから成人、高齢期まで切れ目なく支援できる仕組みづくりが求められます。

(2)障がいへの理解促進と権利擁護の推進

障がいを理由に差別や嫌な思いをした経験がある人は少なくなく、特に療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者で割合が高くなっています。以前と比べて差別や偏見が改善したと感じる人がいる一方、改善を実感できていない人も多く、地域や学校、職場等における理解は十分とはいえません。

また、合理的配慮の提供が事業者に義務付けられたことを知っていた民間事業者は4割未満であり、障害福祉サービス提供事業所においても、職員の理解や意識の不足が課題として挙げられています。一般市民や事業者への啓発に加え、具体的な配慮の方法を学ぶ研修を継続するとともに、差別や虐待、権利侵害について相談しやすく、適切な対応につながる体制を整える必要があります。

(3)地域で安心して暮らし続けるための支援の確保

障がいのある人の多くが、今後も一般の住宅で暮らすことを希望しています。また、現在の利用状況と比べ、居宅介護、短期入所、共同生活援助、移動支援等の利用希望が高く、在宅生活や外出、住まい、家族の負担軽減に関するニーズの増加が見込まれます。

本人の希望する暮らしを実現するため、在宅サービス、住まい、日中活動、移動支援等を地域の中で確保し、必要なサービスを組み合わせて利用できる体制を整える必要があります。併せて、家族による支援が難しくなった場合や緊急時にも地域生活を継続できるよう、短期入所、地域生活支援拠点、グループホーム等の充実が求められます。

(4)障害福祉サービスを支える人材と提供体制の確保

障害福祉サービス提供事業所では、職員の確保が最も大きな運営上の課題となっており、事務作業の負担や職員の資質向上も課題として挙げられています。また、6割の事業所が利用依頼を受け入れられなかった経験を持ち、特定のサービスや時間帯に需要が集中する一方、人員や受入余力が不足している状況がうかがえます。

今後もサービス需要の増加と多様化が見込まれることから、人材の確保・育成・定着を一体的に進める必要があります。研修の充実や業務の効率化、処遇・労働環境の改善を支援するとともに、事業所間の情報共有や受入調整を進め、地域全体で安定してサービスを提供できる体制を構築することが重要です。

(5)障がい児と家族への切れ目のない支援

特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しており、障がい児支援のニーズも多様化しています。保護者からは、障がいの特性や程度に応じた保育・教育、教職員の理解、就学・進路相談の充実が求められています。また、放課後等デイサービスや相談支援に加え、将来的な就労、短期入所、日中一時支援等への利用希望もみられます。

乳幼児健診や保育所、幼稚園、認定こども園等での早期の気付きを、専門的な相談や支援につなげることが重要です。さらに、保健、医療、福祉、教育が情報を共有し、就学、進学、卒業、成人期への移行を見通した支援を行う必要があります。放課後や長期休暇中の居場所を確保し、保護者の就労継続や負担軽減を支える視点も求められます。

(6)障がいの特性や希望に応じた就労支援

障がいのある人の就労状況をみると、非正規雇用の割合が高く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では安定した雇用につながりにくい状況がみられます。一方、20歳代を中心に仕事を希望する人が多く、30歳代から40歳代でも就労意欲を持つ人が一定数いることから、働く意向に応じた支援の充実が必要です。

本人の障がい特性や体調、希望を丁寧に把握し、就労相談、職業訓練、企業との調整、就職後の定着支援までを一体的に行うことが求められます。また、短時間勤務や業務内容の調整など、多様な働き方への企業の理解を促し、一般就労と福祉的就労の双方で選択肢を広げる必要があります。

(7)情報取得と意思疎通における困難の解消

情報取得やコミュニケーションについては、必要な情報が入ってこないことや、障がいの種類によっては外見から障がいがわからず、誤解されることなどが課題となっています。障がい児の保護者からも、やさしくゆっくりとした説明、簡単でわかりやすい文字、絵や図を用いた伝達など、本人の年齢や理解の状況に応じた配慮が求められています。

行政や関係機関からの情報を、文字、音声、手話、絵や図など複数の方法で提供するとともに、本人が利用しやすい方法を選べる環境を整える必要があります。また、サービスの内容や利用条件をわかりやすく周知し、制度を知らないために必要な支援を利用できない状況を防ぐことが求められます。

第3章　基本的な考え方

1　基本理念

本市では、平成19年3月に策定した「丸亀市障がい者基本計画」において、「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」を基本理念に掲げ、誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちの実現に向けて取り組んできました。

その後、障害者権利条約の理念や障害者基本法、障害者差別解消法等を踏まえ、障がいのある人を単に支援の対象として捉えるのではなく、自らの意思と選択に基づいて生活し、社会に参加する主体として尊重する考え方が重視されるようになっています。また、障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける制限は、本人の心身機能だけでなく、社会の制度や慣行、環境、周囲の意識などの社会的障壁との関係によって生じるという考え方に基づき、社会的障壁を取り除くことが求められています。

こうした中、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らすことに加え、本人の希望や選択が尊重され、自分らしく社会と関わりながら暮らし続けられる環境を整えることが、これまで以上に重要となっています。さらに、支える側と支えられる側を固定するのではなく、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員としてつながり、互いに支え合う地域共生社会を築いていく必要があります。

そのため、本計画では、これまでの「住み慣れた地域で暮らす」という考え方を継承しながら、本人の意思と選択の尊重、自分らしい生活、社会参加、権利擁護、地域での支え合いといった視点を取り入れ、基本理念を次のように定めます。

誰もが住み慣れた地域で、
自分らしく安心して暮らし続けられるまち　丸亀



2 障がい福祉施策を進めていく上での視点

(1)ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、共に暮らし、学び、働き、活動できる社会を実現するためには、ノーマライゼーションの考え方に基づき、障がいのある人が、ほかの地域住民と同じ地域社会の中で生活し、様々な活動に参加できる環境を整える必要があります。

また、障がいのある人をはじめ、社会的に孤立し、又は排除されやすい人に一方的に社会への適応を求めるのではなく、全ての人が社会の一員として尊重され、役割やつながり、居場所を持つことのできるソーシャル・インクルージョンの視点が重要となります。

本計画では、これらの視点に基づき、誰もが地域社会から排除されることなく、必要な支援を受けながら、地域の一員として生活し、社会に参加できる環境づくりを進めます。

(2)地域共生社会の実現

国は、制度や分野ごとの縦割りや、「支える側」、「支えられる側」という固定的な関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、一人一人の暮らしと生きがいを地域とともにつくる「地域共生社会」の実現を進めています。

社会福祉法では、地域住民や支援関係機関が連携し、高齢、障がい、こども、生活困窮などの分野を超えて、複雑化・複合化した地域生活課題を包括的に受け止める支援体制の整備が市町村に求められています。また、相談支援、社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、地域の実情に応じた取組が進められています。

地域共生社会とは、年齢や障がいの有無、生活状況等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、役割やつながりを持ちながら、自分らしく安心して暮らすことのできる社会です。その実現に向け、行政や支援機関による公的な支援を充実するとともに、地域住民、関係団体、事業者等がそれぞれの立場で参画し、分野を超えて連携する仕組みづくりを進める必要があります。

(3)本人主体の支援と権利擁護の推進

障がいのある人が自分らしく暮らすためには、支援する側の判断だけで生活や支援の内容を決めるのではなく、本人の希望や意思、生活歴、価値観を尊重し、本人を中心に考えることが重要です。意思を表明することが難しい場合にも、本人が理解しやすい方法で情報を提供し、日常の様子やこれまでの生活を丁寧に捉えながら、可能な限り本人の意思を確認し、その選択を支えることが求められます。

障害者権利条約では、障がいのある人の尊厳や自律、自ら選択する自由、社会への完全かつ効果的な参加が基本原則として示されています。また、障害者基本法や障害者総合支援法においても、本人の決定に基づく社会参加や、生活する場所を選択する機会の確保、意思決定への支援が重視されています。

本人主体の支援を実現するためには、本人の意思や選択を尊重するとともに、差別や虐待その他の権利侵害を防ぎ、一人一人の尊厳と権利を守ることが必要です。本計画では、本人が必要な情報を得て、自らの思いを表明し、生活や社会参加のあり方を選択できるよう、本人を中心とした支援と権利擁護を進めます。

(4)障がい福祉の推進とSDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGsを定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことをうたい、発展途上国のみならず、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

丸亀市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置付けているところです。本計画においても、SDGsの実現を計画の基本的な方向性を示すものとして位置付け、計画全体を通して取り組んでいくものとします。

■SDGsアイコン



※17のゴールのうち、特に本計画とかかわりの深いゴールのロゴを示しています。

3 施策体系

基本理念

誰もが住み慣れた地域で、
自分らしく安心して暮らし続けられるまち 丸亀

横断的な視点

- **Ⅰ** 情報発信の最適化
- **Ⅱ** 人材の育成・確保
- **Ⅲ** 地域差の是正

基本目標	施策目標
1 差別の解消と権利擁護の推進	(1)障がいを理由とする差別の解消の推進
	(2)権利擁護の推進
2 社会参加と交流の促進	(1)交流ふれあいの場の充実
	(2)雇用・就業の確保
	(3)スポーツ・生涯学習等の振興
	(4)地域福祉とボランティア活動の推進
3 保健・医療の充実	(1)障がいの発生予防と早期発見・早期支援
	(2)医療・リハビリテーションの充実
	(3)精神保健福祉対策の推進
4 教育・保育の充実	(1)インクルーシブ教育システムの構築
	(2)障がい児支援の充実
5 生活支援の充実	(1)相談支援体制の充実
	(2)在宅サービス等の充実
6 生活環境の整備	(1)安全・安心で暮らしやすい環境づくり
	(2)交通・移動対策の推進
	(3)情報提供の充実とアクセシビリティの向上